

コミュニティバス使用料の改正について

京阪バスが、令和 6 年 12 月 1 日から運賃改定（230 円⇒250 円）を予定していることから、市においても燃料費を含む全般的な物価高騰及び公平性の観点より整合性を図るため、コミュニティバス使用料の改正を予定しています。

【改正内容予定】

- ・ 大人 1 人 1 乗車につき 230 円 ⇒ 250 円
- ・ 小児・幼児 1 人 1 乗車につき 120 円 ⇒ 130 円
- ・ 使用料の減額 ⇒ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を追加

【施行日予定】

- ・ 令和 7 年 4 月 1 日から

【コミュニティバス使用料改正根拠】

- ・ 道路運送法施行規則第 51 条の 15 第 1 項第 3 号
「当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない
妥当な範囲内であり、かつ、地域公共交通会議等において協議が調っていること」
- ・ 実費の範囲内の根拠（利用者一人当たりの費用）
（現在 230 円の場合） 一人当たり 900 円
（改正後 250 円の場合） 一人当たり 870 円
- ・ 令和 6 年 4 月 26 日付け、物流・自動車局長からの通知
「当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を目安」として取り扱えることから、一般乗合旅客自動車運送事業者である京阪バスの運賃と同額とし、250 円が望ましいと考える。